



令和 8 年 3 月 18 日

第 14 回 こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会 意見書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

※ 本意見書においては、「保育所・認定こども園等」を「保育所等」と表記します

1. 公立保育所等における 3 歳未満児への給食の外部搬入について(資料 3)

- 公立保育所等における 3 歳未満児への給食外部搬入の全国展開を容認することには断固反対します。
- 食は、子どもの生命の維持・発育に欠かせないものであるとともに、その後の成長の基礎をつくるものです。特に 3 歳未満児の食は、1 人ひとりの育ちや発達にあわせた内容や提供タイミング等が欠かせません。およそ 5 か月～1 歳 6 か月までの離乳期は、「初期」「中期」「後期」「完了期」に分かれ、個別の対応が必要であることはもちろん、この時期は同じ月齢だとしても個人差が大きいことから、保育所等では、成長・発達状況、摂食行動、口腔機能等を踏まえ、保護者との相談をもとに、保育者・調理員・栄養士等が連携して、食事時間、調理方法、量など、日々の状況に応じて食事を提供しています。
- 近年、食物アレルギーがある子どもや障害のある子ども、外国にルーツがあり宗教食が必要な子どもは増加しており、それは 3 歳未満児でも同様です。自園調理を行う保育所等では、保育者・調理員・栄養士などの保育に携わるすべての職員が子どもと直接関わるなかで、毎日の子どもの体調と生活状況に応じた献立の作成や個別の食事対応が可能です。途中入園児への対応や、アレルギー指示書の変更があった場合の迅速な対応も可能です。外部搬入ではそうした対応が難しく、食物アレルギーがある子どもや障害のある子どもたちを命の危険にさらすことにつながります。
- また、保護者が抱える子育ての大きな悩みの 1 つは食に関することです。自園調理を行い、保育者・調理員・栄養士等が連携をとっているからこそ、保護者の離乳食やアレルギー対応食等の悩みに対応することができています。
- 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「食育の推進」が位置づけられており、「生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくこと」「自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員等とのかかわりや、調理室など食に関する環境

に配慮すること」と記載され、保育所等では保育の一環として食育を行っています。自園調理の場合は、地域の八百屋・魚屋などからの直接仕入れるだけでなく、農家や漁業関係者とのつながりの中で地産地消が行われており、顔の見える関係が築かれています。そして、それは災害時にも大きな力となるものです。外部搬入により、こうした地域とのつながりがなくなります。

- これまでの災害において、公立保育所等が地域の避難所となった事例があります。普段子どもたちが過ごす保育所等だからこそ、災害時に乳幼児や子育て家庭、妊婦などが安心して避難することができます。交通状況が悪化するなどの災害時、外部搬入であれば、子どもたちや避難して来た人に食事の提供はできませんし、緊急で届けられる食事は離乳期の子どもは食べることができません。自園調理であれば、調理が可能な環境が整っており、食材の備蓄もあることから、離乳期の子どもたちにも食事提供できるだけなく、災害時に地域を支える重要な役割を果たすこともできます。

2. 公定価格について(資料2)

- 公定価格における地域区分（人件費部分）については、隣接するにもかかわらず格差が生じている地域があり、保育人材の確保・定着に大きな影響を及ぼしています。令和9年4月の施行に向けて、隣接地域等の状況も踏まえた補正ルールを設けることとされていますが、対象地域の意見も聞きながら検討を行ってください。
- また、保育所等における「冷暖房費加算」については、国家公務員の寒冷地手当の級地に準拠することから、令和6年人事院勧告における寒冷地手当の見直しにより、令和7年度から、四級地から級地外となる市町村が生じ、激変緩和措置が設けられました。激変緩和措置は令和8年度も継続される予定ですが、今後も、対象地域の意見も聞きながら引き続き慎重な検討を行ってください。

3. 保育に携わるすべての職員の配置や処遇改善について(資料1, 4, 参考資料2, 6)

(1) 保育に携わるすべての職員の配置基準について

- 職員の配置は、子どもの一人ひとりの教育・保育に必要な人員であり、保育の質の向上に必要不可欠なものです。
- 近年、子どもの発達においては個人の差が大きく、個別に対応する必要性が増えています。また、配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。子どもたちにきちんと向き合うため、各施設の努力により基準以上の職員を配置してきた現状があります。
- 令和7年度から1歳児の配置基準が改善されましたが、加算であるうえに、要件が課

され、例えば要件（２）であれば、ICTによる登降園管理とさらに１機能を活用していなければ加算を取得できないことになっています。子どもにきちんと向き合うための配置基準の改善であるにもかかわらず、配置に直接的な関係のない要件を課すのは整合性が取れていません。根本的に１歳児の配置基準を改善するようお願いします。

- ・ ４・５歳児の配置基準についても、改善された配置基準（３歳児 15：１、４・５歳児 25：１）にとどまらず、OECD加盟諸国における就学前施設の配置基準をめざすことを要望します。
- ・ また、４・５歳児の配置基準の改善では、「チーム保育推進加算（略）を取得している施設は、25対１以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用」とされています。しかし、チーム保育推進加算は、チームリーダーの位置づけ等、チーム保育体制を整備し、職員の平均経験年数（12年以上）やキャリアを積んだ保育士が若手保育士とともに保育する体制を整備することで得られる加算であり、配置基準の改善とは根本的に主旨が異なるものです。今後、配置基準の改善に加えてチーム保育の体制を整備している場合などには、別途チーム保育推進加算が獲得できるよう整理していただくことを要望します。
- ・ 同様に、認定こども園におけるチーム保育加配加算を取得している施設にも上記の措置がとれるよう要望します。
- ・ もちろん、応答的な関わりが求められる２歳児の保育士の配置基準の改善も必要です。さらに、「アタッチメント（愛着）」を基盤とする視点、および多発する災害から子どもたちを守る視点から、０歳児の配置基準についても検討することが必要です。
- ・ 令和８年度から定員 21～40 人の保育所等の調理体制の充実が図られますが、配慮が必要な子どもやアレルギー対応が必要な子どもが増えていることも踏まえ、看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の職員の配置の取り扱いが適当なのか、引き続きしっかり精査してください。

（２）保育士が長きにわたってキャリアを積み上げ、専門性を高めるために

- ・ 保育士の平均勤務年数が年々伸びているなか、現在の処遇改善等加算「区分１（基礎分）」「区分２（賃金改善分）」は 11 年で加算率が頭打ちとなります。経験が豊富で専門性の高い職員は、現場に必要不可欠な存在です。
- ・ 保育士のさらなる定着をめざして、加算のあり方を見直すとともに、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げ等、さらなる処遇改善を進めてください。

(3) 主任保育士の役割について

- 令和 8 年度から全国で実施される（給付化される）「こども誰でも通園制度」は 1 か月の利用時間が 10 時間と時間的な制約があります。そのなかで取り組みを進めるにあたっては、経験や専門性のある主任保育士が果たす役割が重要であり、期待されることは明白です。
- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、引き続き、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化としてください。

(4) 施設長の資質向上のために

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。
- 資料 4 にもありますが、近年、理不尽な要求を園に求める、いわゆるカスハラ等への対応も必要であり、施設長として、現場で働く職員を守り、その責任を果たすために必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることが必要です。

4. 「こどもまんなか社会」を実現するための日本の働き方改革(資料 1、参考資料 6)

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- そのためには仕事と育児を両立しやすい職場づくり等の日本の長時間労働を是正する施策や男性の育休取得率の向上をすすめることが必要です。
- その一方、保育所等においては 11 時間開所や土曜開所が求められています。保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どもたちもいます。それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会なのでしょうか。
- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策を進めるとともに、子どもたちの育ちとその家庭を支える側である保育士の働き方を改善するために、例えば、6 時間の短時間勤務が義務化されている 3 歳未満児の保育標準時間を 8 時間にする等の対応をご検討いただくとともに、現在の 11 時間、週 6 日開所が求められる保育所等の開所時間等のあり方等についても検討してください。このことは保育士の人材確保・定着に直結する問題でもあると考えます。

5. 保育所保育指針等の改訂にむけて

- 今回の資料には掲載されていませんが、文部科学省との合同会議もあわせ、保育所保育指針等の改訂に向けた議論が行われています。前回の改訂から約 10 年が経ち、保育を取り巻く状況は大きく変化しています。検討にあたっては、時間の限られる会議の場だけではなく、私たち保育の現場に携わる者の意見を十分に聴き、議論する場を作ってください。
- また、わが国の子どもがいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障され、すべての子ども・子育て家庭を同じ理念のもとに支えるためにも、現在の三要領・指針の一本化に向けて検討を進めていただくことを要望します。

6. こども誰でも通園制度について(参考資料 4)

- 令和 8 年度予算において、基本分単価の増額と加算の新設等がされました。1 か月 10 時間の利用時間内だけでなく、子どもの育ちを支えるため、また、子育て家庭（保護者）を支えるための利用前・利用後の相談は、保育士・保育教諭の専門性が発揮される部分です。それらの実態と、今回の加算の要件がかみ合っているのかしっかりと精査いただくようお願いします。
- 普段は他の自治体でこの制度を利用している子どもが、自治体を超えて広域利用をする場合、広域利用先の園は初回対応加算を受けることができません。しかし、普段利用している園とその子どもについて情報共有等の連絡をとる必要があり、そのためには時間が必要となります。「こども誰でも通園制度」は子どもを預かるだけではなく、子どもの育ちを支えるためのものであり、そこには保育士・保育教諭等の専門性が期待されているはずです。保育士・保育教諭等は限られた時間のなかで専門性を発揮するものであり、子どもの育ちを真に支えるためにも、しっかりと対応できるよう費用の精査をしてください。
- また、自治体によっては、一般型での運営しか認めないというところもあります。定員確保等の事情もあると思いますが、園運営を考慮して、余裕活用型での実施を希望する施設もあるため、余裕活用型も選択肢として持つよう自治体に周知を図ってください。
- 令和 8 年度からの事業開始にむけて、市町村の準備についてはチェック表やフローチャートが作成されました。より多くの施設が本事業に取り組むことができるよう、施設向けのものも同様に作成してください。

7. 保育現場での DX の推進について(資料 1、参考資料 5)

- ICT の推進にあたっては、初期投資のみでなく、ICT 推進加算（仮称）により、システム等の維持更新費の対応がされたことに感謝申し上げます。
- しかし、ICT 推進加算（仮称）を取得するためには 4 機能を実装していることが要件となっています。キャッシュレス決済は導入していないところも多く、要件の再検討をお願いします。
- また、保育現場での DX の推進にあたっては、現実としてまだまだ ICT 化されていない自治体や施設があるとの声があります。
- 保育現場の DX を実現するにあたっては、実際に使用する自治体・施設において ICT 環境の整備が拡充されることがまず必要です。すでに自治体等で構築されているシステムがある場合には連結できるような工夫をしていただき、全国的に拡充が進むよう、自治体にさらなる働きかけをしてください。
- また、一律の運用を進めるにあたっては、各施設で必要な環境整備等、具体的にお示しいただくことで取り組みやすくなると考えます。施設での管理・運用が特殊、複雑化したものにならないようにしてください。

8. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成について

- 今回の資料に掲載はされていませんが、保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和 8 年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を強く要望します。

9. 保育士修学資金貸付の返還免除期間について

- 今回の資料に掲載はされていませんが、保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付の返還免除について、令和 8 年度概算要求で、8 年度募集より、実務従事期間を 5 年間から 8 年間に延長するとされました。その後、令和 8 年度予算案において、実務従事期間は 5 年間に据え置かれることとなりましたが、卒業後の実務従事期間が長くなると、保育士をめざす学生が減少することが懸念されます。
- 保育士をめざして養成校で学ぶ学生が、保育士となり長く保育業界に定着してもらうためにも、さらに実務従事期間を短縮するなど、今後も借受人の事情に応じた返還免除要件の見直しをしてください。

10. 保育所における付加的保育・付加的サービスについて(資料6)

- まず前提として、「付加的保育」「付加的サービス」の実施により、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されている基本原則が逸脱したり、通常の保育の質が低下したりすることは、すべての子どもの権利と育ちを保障するためにもあってはならないことです。
- その上で、保育所が「付加的保育」を実施したとしても、配置基準を満たした保育体制が確保され、子どもの安全・安心を最優先とした適切な保育がされていることの確認を自治体が責任をもって確認することを要望します。
- 「付加的保育」はすべての子どもに等しく参加の機会が保障されることとなっていますが、上乗せ徴収を行うことから、保護者に選択の余地があります。「付加的保育」「付加的サービス」ともに様々な事情により参加しない子どもが疎外感や劣等感を抱くことのないよう最大限の配慮がされるとともに、全体的な計画に基づく充実した保育が等しく保障される運用となるよう要望します。
- また、「付加的サービス」は保育所と保護者の直接契約であるものの、保育所が実施する以上、安全管理を徹底することが望まれます。付加的サービスにより、保育士等の現場職員に過度な業務負担がかかり、本来の保育業務が圧迫されないよう、現場で適切に運用がされるよう要件等の周知を徹底してください。